

各位

東京労働局労働基準部長

令和6年度東京都最低賃金改正に関する広報依頼について
(広報誌等の広報媒体への記事掲載のお願い)

平素より労働基準行政の推進につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都最低賃金につきましては、今般、

時間額1,163円(引上げ額50円)に改正され、本年10月1日から発効
することとなりました。

最低賃金は、アルバイト、パートを含む全ての労働者に適用され、使用者には罰則をもって最低賃金額以上の支払が義務付けられています。

しかしながら、都内では、最低賃金に満たない金額での賃金支払や求人に関するトラブル等が発生しており、これらの発生の大きな原因の一つとして、適用される最低賃金に対する理解不足や改正された最低賃金額を知らなかったことなどが挙げられます。未然のトラブル防止のためには、広く多くの方々に、早急に改正最低賃金額をお知らせする必要があります。

また、当局におきましては、最低賃金引上げに伴う影響を考慮して、中小企業・小規模事業者の方からの御相談を無料でお受けする「東京働き方改革推進支援センター」の設置や、最低賃金の引上げに向けた環境整備のための業務改善助成金等の各種助成金制度を設けており、これらの制度利用の促進を図る必要もあります。

つきましては、当局を始め都内労働基準監督署及び公共職業安定所等においても、最低賃金額及び各種支援制度の周知に努めているところですが、本件趣旨のご理解を賜り、東京都最低賃金額及び各種支援制度を少しでも多くの方々に知らせするため、別添広報文例の内容をホームページや会報誌等に掲載いただきたく、特段のご配慮をお願い申し上げます。

また、広報文例の電子媒体をご希望の場合には、東京労働局ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

(担当) 東京労働局・労働基準部賃金課 最低賃金係 (内山・岡本・宮澤)
〒102-8306 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階
電話 (03) 3512-1614 (直通)

[広報文例1]

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金(地域別最低賃金)は令和6年10月1日から

時間額1,163円に改正されます。

- ※ 都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます。
- ※ 最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金等各種助成金制度を設けています。

<問合せ先>

東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課 (TEL 03-3512-1614 (直通))

東京働き方改革推進支援センター (TEL 0120-232-865)

業務改善助成金について

業務改善助成金コールセンター (TEL 0120-366-440)

東京働き方改革推進支援センター (TEL 0120-232-865)

東京労働局雇用環境・均等部企画課 (TEL 03-6893-1100 (直通))

[広報文例2]

東京都最低賃金改正のお知らせ

※ 東京都最低賃金は、令和6年10月1日から

時間額1,163円に改正されます。

東京都内で働く全ての労働者に適用されます。

<問合せ先>

東京労働局労働基準部賃金課 (TEL 03-3512-1614 (直通))

東京働き方改革推進支援センター (TEL 0120-232-865)